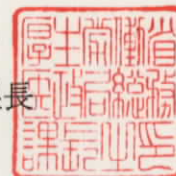


医政総発 1110 第1号

平成 21 年 11 月 10 日

各 〔 都道府県
保健所設置市 〕 衛生主管部（局）長 殿
〔 特別区 〕

厚生労働省医政局総務課長



「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の一部改正について

「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）第 1 条第 2 号に基づき広告することができる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格名等については、先に「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成 19 年 6 月 18 日医政総発第 0618001 号医政局総務課長通知。以下「平成 19 年通知」という。）をもって通知したところであるが、今般、下記のとおり平成 19 年通知の一部を改正したので通知する。

なお、医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330014 号別添）の第 3 の 5（7）イ①fにあるように、「医師〇〇〇〇（〇〇学会認定 〇〇専門医）」のような形態を主に想定しているので、当該ガイドラインの趣旨を踏まえた広告内容となるよう、貴管下の医療機関・関係団体等に対する周知・指導等に当たっては特に留意されたい。

今般追加される医師の専門性資格については、「医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県に報告しなければならない事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 53 号）第 8 条に規定された医療機能情報提供制度の対象となる専門性資格であるが、平成 23 年 11 月 9 日までの間における当該資格は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条第 2 項の規定に関わらず、同項に規定する事項に該当しないものとすることができることを申し添える。

記

- 1 平成 19 年通知の別紙中、医師の専門性資格の表について、一般社団法人 日本小児神経学会 小児神経専門医の項の次に次のように加える。

特定非営利活動法人 日本心療内科学会	心療内科専門医	平成21年11月10日	(047) 374-8301
有限責任中間法人 日本総合病院精神医学会	一般病院連携精神医学専門医	平成21年11月10日	(03) 5805-3720

- 2 平成19年通知の別紙中、「有限責任中間法人 日本周産期・新生児医学会」を「一般社団法人 日本周産期・新生児医学会」に改める。